

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務
公募型プロポーザル実施要領

令和2年10月
光市

1 目的

来庁者の混雑緩和や円滑な案内、待ち時間の快適化を図るとともに、モニターを設置し、広告及び行政情報を放映することで、自主財源の確保と市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

この要領は、光市広告付き窓口番号案内システム設置業務の受託者となり得る者を特定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1) 業務名

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務

(2) 業務内容

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から5年間

(4) 委託料

無償とする。

(5) 担当課

光市市民部市民課

3 受託者選定方針

(1) 方式

公募型プロポーザル方式

(2) 選定審査

光市広告付き窓口番号案内システム設置業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）により行う。

(3) 選定審査方法

企画提案書の内容により、評価基準項目に基づき審査を行う。委員会の委員の合計点数が最上位の者かつ標準点数以上（合計の60%）である者を優先交渉する事業者（以下「優先交渉権者」という。）と選定することとし、1者のみの参加申込の場合においても選定審査を実施する。

(4) 選定審査結果の通知及び公表

優先交渉権者の決定の後、企画提案書の提出を行った全ての事業者に対し文書で通知するとともに、優先交渉権者の名称を市ホームページ上で公表する。

4 実施スケジュール（予定）

令和2年10月9日（金）	プロポーザル公告日
--------------	-----------

令和2年10月20日（火）	参加申込期限
令和2年10月23日（金）	資格審査結果通知
令和2年10月26日（月）～30日（金）	質問受付期間
令和2年11月2日（月）	質問回答期限
令和2年11月4日（水）～10日（火）	企画提案書提出期間
令和2年11月中旬	選定結果通知
令和2年12月中旬	契約締結
令和3年1月～2月	設置、広告主の募集
令和3年3月	運用開始

5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (3) 公告の日から審査選定の日までの間のいずれの日においても、本市若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者は、この限りでない。
- (5) 過去5年間において、他の地方公共団体において広告付き窓口番号案内システム設置業務の実績を有すること。

6 参加申込書の提出方

(1) 提出書類

次に掲げる書類各1部を提出すること。

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 業務実績書（様式第2号）
- ウ 登記事項証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの）
- エ 会社概要（様式第3号）
- オ 完納証明書又は消費税及び地方消費税納税証明書（写し可）

(2) 提出期間

令和2年10月9日（金）から令和2年10月20日（火）までの日（光市の休日に関する条例（平成16年光市条例第2号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

光市市民部市民課戸籍住民係に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

(4) 資格審査結果通知

提出された参加申込書等に基づき、光市市民部市民課戸籍住民係において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、令和2年10月23日（金）に結果を通知する。

7 質問及び回答

実施要領、仕様書、企画提案書作成等に関する質問は、参加申込みの予定がある者が行うものとし、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出様式

質問書（様式第4号）により提出すること。

(2) 提出期間

令和2年10月26日（月）から令和2年10月30日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

光市市民部市民課戸籍住民係に持参又はFAXのいずれかの方法で提出すること（FAXの場合は、着信確認を行うこと。）。

(4) 回答

受付を行った質問の回答については、その都度、光市のホームページにおいて公開する。ホームページに掲載した回答事項については、本募集要領（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとする。したがって、質問の有無に関わらず確認のこと。

8 企画提案

(1) 提出書類

企画提案書（様式第5号）を8部提出すること。

(2) 提出方法

光市市民部市民課戸籍住民係に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、送付記録が残る方法にて提出期間最終日までに必着とすること。

(3) 提出期間

令和2年11月4日（水）から令和2年11月10日（火）までの日（休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書はA4版で作成すること。

イ 仕様書に沿って企画提案を作成すること。

ウ 企画提案書はできるだけ平易な表現（図表等を含む。）で作成すること。

エ 企画提案書には、次の事項についての提案は必ず記載すること。

(ア) 設置するシステムの仕様

(イ) 放映する広告及び行政情報の作成方法並びにデータ更新方法

(ウ) 放映する広告及び行政情報の構成

(エ) 保守点検、維持管理、メンテナンスの体制等

オ 仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、留意事項、指摘事項を示すなど、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案に努めること。

9 参加辞退

参加申込書又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第6号）を提出すること。

10 企画提案の審査

本プロポーザルの審査は、委員会において、提出された企画提案書の提案内容について、評価基準項目により総合的に評価を行い、優先交渉権者を特定する。ただし、最高得点者が2者以上いる場合は、委員会の会長が決定する。

11 契約の締結について

審査結果に基づき決定した優先交渉権者と随時、契約交渉を行う。優先交渉権者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は随意契約の交渉が不調となったときは、次点者と順次、随意契約の交渉を行う。なお、企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額については、市との協議により決定する。

12 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

13 その他

- (1) 提出書類の様式については、光市ホームページ上で提供するので確認すること。
- (2) 企画参加者1者につき、参加申込及び提案は1つとする。
- (3) 企画提案書等の提出後、本市より補足資料の提出を求めることがある。
- (4) 企画参加者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものであるとする。
- (5) 本プロポーザル参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルに係る提出書類は返却しない。
- (7) 本要領の定めのない事項及び疑義が生じた場合には、協議により定めることとする。

1.4 各種提出先及び問合せ先

住所：〒743-8501 山口県光市中央六丁目1番1号

担当：光市市民部市民課戸籍住民係

電話：0833-72-1421

FAX：0833-72-7818

電子メールアドレス：shimin@city.hikari.lg.jp